平成２５年（フ）第７１号
山口県宇部市芝中町８番11号
債務者　久保ヒサ子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第７５号
山口県宇部市北小羽山町１丁目４番５―105号　小羽山県営住宅
債務者　佐々木信子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第３０７号
北九州市小倉北区熊谷３丁目３番33号
債務者　大石八重子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４６２号
北九州市小倉北区砂津２丁目５番17―703号
債務者　大園　純世
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５０３号
北九州市小倉北区下到津４丁目５番23―303号
債務者　山田　　聖
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５１５号
福岡県中間市中央４丁目６番23号
債務者　池田　律子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５１９号
北九州市小倉南区重住１丁目１番１―203号
債務者　桂口　邦子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５３９号
北九州市若松区西小石町７番10―503号
債務者　中井　幸子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８７号
兵庫県三木市福井３丁目３番22号、従前の住所京都府亀岡市畑野町千ヶ畑高橋２番地140
債務者　岡崎　祥子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９１号
神戸市長田区細田町６丁目１番７―707号
債務者　中林　梨恵
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２号
佐賀県唐津市東唐津２丁目７番12号
債務者　石橋　智子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１８１号
長崎県長崎市深堀町１丁目161番地３　県営住宅深堀団地Ｂ３棟202号室
債務者　橋本　恵美
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５３号
福岡県中間市朝霧３丁目７番10号
債務者　麻生　　哲
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９７号
青森県南津軽郡大鰐町大字長峰字前田255番地２
債務者　今井　　建
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１１１号
青森県黒石市追子野木２丁目309番地１　クライム・シティ８号
債務者　舘岡　　満
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１１２号
青森県青森市浪岡大字浪岡字平野191番地14
債務者　工藤奈津美（旧姓村元）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４３１号
名古屋市緑区大形山510番地　トウフジ滝の水Ｂ棟102号
債務者　勝原　紀彦
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部